

別表１ 補助対象となる経費（事業実施に伴う経費）

経費区分	内容等
報償費	講師謝礼等。
印刷製本費	資料、文書、パンフレット、冊子等の印刷経費。
消耗品費	文房具等事務用品購入経費等。概ね一年以内に消耗するもの。 単体で使用できないもの。（ビデオテープ、DVD等）。 一個または一組の価格が１０万円以内のもの。 概ね５，０００円以下の参考図書購入経費。
図書購入費	概ね５，０００円を超える参考図書購入経費。 ただし、週刊、月刊、年刊の図書は消耗品とする。
通信運搬費	郵便料金、電話代、運送費等。 ただし、支払日の属する年度の補助対象経費とする。
手数料	送金手数料等。
旅費交通費	市内交通費、市外への旅費。
会費	諸団体の会員として支払う会費。講習会等の参加会費。
分担金	事業における分担金。
備品等購入費	事業に必要な備品、動産等の購入費
備品修繕費	備品等の修繕費用。
使用料	会場借り上げ経費。レンタカー、事務用機器類のリース料等。 ただし、支払日の属する年度の補助対象経費とする。
不動産賃借料	施設の賃貸料（賃貸に関する経費を含む。）等
光熱水費	事業実施に伴う電気、ガス、水道代。 ただし、支払日の属する年度の補助対象経費とする。
食糧費	会議のときの飲物代、事業実施に伴う最小限の飲食代。
委託料	事業実施に伴う委託料。例：会場設営を委託したときの経費、アトラクションを委託したときの経費。
工事費	新規工事費、修繕工事費。
燃料費	ガソリン、オイル代等
公課費	自動車重量税、消費税、各種登録税等。
保険料	損害保険、火災保険等。
その他	その他、補助対象経費とすることが適当と北区長が認める経費。

別表２ 補助対象とならない経費

経費区分	内容等
報償費	地域住民団体に属する個人に対する報酬。
交際費	見舞金、慶弔費等。
食糧費	会議のときの飲物代、事業実施に伴う最小限の飲食代を除く。